

ナゴヤゴルフクリニック 利用規約

第1条(目的および適用)

1. 本規約は、鎌田幸市(以下「当クリニック」といいます)が運営する「ナゴヤゴルフクリニック」(以下「本施設」といいます)の利用に関し、会員および本施設を利用する者(以下「会員等」といいます)と当クリニックとの間の権利義務関係および適用条件を定めることを目的とします。
2. 本規約は、本施設の利用に関わるすべての会員等に適用されます。

第2条(会員制および本施設の内容)

1. 本施設は会員制とします。本施設を利用するには、第3条に定める入会資格を満たした上で本規約に同意し、当クリニックの指定する方法にて入会手続きおよび所定の入会金、入会登録料、会費等を支払う必要があります。
2. 会員の種類、特典、利用可能範囲、条件および運営システムについては、当クリニックが別途定める「料金表・サービス案内」等に準じます。

第3条(入会資格)

次の各号のいずれかに該当する方は、会員になることができません。(1) 本規約および当クリニックの諸規則を遵守できない方 (2) 入会申込時において虚偽の記載・申告をした方 (3) 当クリニックが指定する本人確認書類を提示できない方、または本人確認が取れない方 (4) 暴力団、暴力団員、暴力団関係者その他反社会的勢力に属する方、またはそれらと密接な関係を有すると当クリニックが判断した方 (5) 伝染病その他他人に伝染・感染する恐れのある疾病を有している方 (6) 医師等により運動を禁じられている方 (7) 当クリニックの決済方法で使用可能なクレジットカード等を所有していない方 (8) 過去に当クリニックから会員資格の停止または除名処分を受けたことがある方 (9) 公序良俗に反する行為をするおそれがあると認められる方 (10) その他、当クリニックが会員として不適当と判断した方

2. 会員が入会後に前項の資格を満たさないことが判明した、または資格を喪失した場合、当クリニックは何らの催告を要せず直ちに契約を解除し、利用を禁止・制限することができます。この場合であっても、会員は既払の会費等の支払義務を免れません。

第4条(入会金・会費・利用料)

1. 会員は、当クリニックが定める入会金、会費、チケット料金およびレッスン・打席利用料等(以下「会費等」といいます)を、当クリニック所定の方法で支払うものとします。
2. 新規に月額プランへ加入する場合、入会金として10,000円(税込)が発生します。
3. 一度退会した後に再度月額プランへ加入する場合、理由の如何を問わず再度入会金10,000円(税込)が発生します。
4. 会費は、毎月20日までに翌月分を支払うものとします。ただし、入会月およびその翌月分の会費については入会時に支払うものとし、また入会月会費は日割り計算をいたしません。
5. 会員は、実際の施設利用の有無にかかわらず、定められた会費等を全額支払う義務があります。
6. 支払われた会費等は、法令の定めがある場合、または当クリニックが特別に認めた場合を除き、理由の如何を問わず返金いたしません。
7. 会員が会費等その他当クリニックへの債務を支払期日までに履行しない場合、支払期日の翌日から支払済みまで年14.6%の割合で計算される延滞利息を、当クリニックが指定する方法で一括して支払わなければなりません(振込手数料等は会員負担)。

第5条(入退室管理システムおよびセキュリティキー)

1. 当クリニックは、会員に対し、入退室管理システムのアプリケーションその他施設利用のために必要なシステム(以下「セキュリティキー」といいます)の使用を許諾する場合があります。
2. 会員が本施設に立ち入る際は、本人に許諾されたセキュリティキーを使用するものとします。
3. セキュリティキーは、許諾された会員本人のみが使用でき、第三者への譲渡・貸与・無断使用は禁止します。
4. 万一、会員以外の者がセキュリティキーを使用して施設を利用した場合、セキュリティキーを貸与・漏洩した会員が一切の責任を負うものとします。
5. セキュリティキー(機器等を含む)の紛失・破損等が生じた場合、会員は速やかに当クリニックへ届け出るものとし、再発行が必要な場合は所定の手数料を支払うものとします。

第6条(予約およびキャンセル)

1. 本施設のレッスンおよび打席利用は、原則として事前予約制とします。
2. 予約の変更およびキャンセルは、当クリニックが指定する期日(原則として利用前日まで)までに所定の方法で行うものとします。
3. 無断キャンセル、または指定期日を過ぎてからのキャンセルについては、チケットの消化またはキャ

ンセル料の請求等、別途定めるペナルティが適用される場合があります。

第7条(同伴者の扱い)

1. 本施設の利用は、原則として会員本人のみに限定されます。
2. 施設見学や同伴利用を希望する場合は、事前に当クリニックの許可を得る必要があります。同伴者は1会員につき原則1名までとし、同伴者にも本規約が適用されます。
3. 会員は、同伴者の行為および発生させた損害について、連帯して一切の責任を負うものとします。

第8条(届出内容の変更および通知)

1. 会員は、氏名、住所、連絡先、クレジットカード情報等、届け出た内容に変更があった場合、速やかに当クリニック所定の変更手続を行うものとします。
2. 当クリニックから会員への通知は、届出のある最新のLINE ID、電子メール、住所等宛に行い、発信をもって効力を有するものとします。会員の通信環境や届出情報の誤り等により通知が不達・遅延した場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。

第9条(会員プランの変更)

会員が会員プランの変更を希望する場合は、変更希望月の前月10日までに当クリニック所定の手続きを行うものとし、翌月初日より新プランが適用されます。

第10条(休会・退会手続)

1. 会員が休会・退会を希望する場合は、休会・退会希望月の前月10日までに、当クリニック所定の手続き(書面または指定されたウェブ手続)を完了させるものとします。この場合、休会・退会希望月の末日をもって休会・退会となります。
2. 休会していた会員が月額プランに加入する場合、再開料として3,000円(税込)が発生します。
3. 各月11日以降に手続がなされた場合は翌々月末日の退会扱いとなり、翌月分の会費等が発生します。
4. 休会制度の有無および手続については、当クリニックが別途定める規定に準じます(原則として前月指定日までの申請が必要です)。
5. 口頭、電話、メールでの休会・退会申請は原則として受け付けません。
6. 会費等の未納がある場合は、退会手続と同時に全額完済しなければなりません。

第11条(禁止事項)

会員等は、本施設の利用にあたり、以下の行為を行ってはなりません。違反があった場合、当クリニックは退場処分や資格停止等の措置を取ることができます。

(1) 施設利用・安全に関する禁止事項

- 当クリニックの指示・ルール、慣習上のマナーに反する行為
- 許可のない打席幅を超えるスイング、危険なプレイ、または備付ボール以外の使用
- 無許可での設備設定(空調・照明・音響・シミュレーター等)の変更や立ち入り禁止区域への立ち入り
- 予約した打席以外の不法利用

(2) 服装・状態に関する禁止事項

- 露出が過度な服装、肌着のみ、不潔な服装等、他人に不快感を与える服装での利用
- 酒気を帯びた状態での施設利用、または施設内での飲酒・喫煙(電子タバコ含む)

(3) 持ち込み物・設備に関する禁止事項

- 危険物、刃物、強い臭気を発するもの、他者を傷つける恐れのある物品の持ち込み
- 蓋のない容器での飲食・水分補給(打席等を汚す恐れのある行為)
- 施設内の設備、器具、シミュレーター、レンタルクラブ等の損壊、汚損、または持ち出し行為

(4) 迷惑行為・ハラスメント

- 他の会員、インストラクター、スタッフに対する誹謗中傷、暴言、威嚇、拘束、大声での会話
- セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、カスタマーハラスメントに該当する行為
- SNS(LINE、X/Twitter、Instagram等)、電話、メール等を通じた嫌がらせや名誉毀損行為
- 故意に音を立てる、器具を叩きつける等の振動・騒音行為

(5) 営業・勧誘・その他の禁止事項

- 物品販売、営業活動、宗教・政治活動、金銭貸借、他施設への引き抜きや勧誘行為
- 無許可での写真・ビデオ撮影、録音、アンケート調査等
- その他、本施設の運営を妨げる行為、または公序良俗に反する行為

第12条(入館禁止および退場処分)

当クリニックは、会員等が以下のいずれかに該当すると判断した場合、相当期間の入館禁止または即時退場を命じることができます。(1) 本規約および諸規則に違反したとき (2) 入会資格を欠いていたこと、または欠くこととなったとき (3) 体調不良、薬物使用等により正常な施設利用ができないと認められるとき (4) 不正入館または不正なセキュリティキー利用を行ったとき (5) 会費等を1ヶ月分以上滞納したとき (6) その他、当クリニックが入館禁止または退場を相当と判断したとき ※入館禁止期間中であっても、会員は会費等の支払義務を免れません。

第13条(持込物およびロッカーの利用)

1. 会員等は、施設内への持ち込み品について自己の責任で管理するものとします。当クリニックは、持込物の滅失、毀損、盗難について一切責任を負わず、搜索や保管の義務も負いません。
2. ロッカーが設置されている場合、ロッカーはゴルフバッグ等の保管用であり、危険物、可燃物、腐敗物、生き物、貴重品等を収納してはなりません。
3. 違反の疑いがある場合、当クリニックは会員の同意なくロッカーを開扉・点検できるものとします。
4. 退会時に放置された残置物等がある場合、当クリニックは任意にこれを処分できるものとし、処分費用は当該会員の負担とします。

第14条(駐車場の利用)

会員等が当クリニックの指定駐車場または提携駐車場(以下「駐車場」といいます)を利用する場合は、定められた駐車位置および駐車手順を遵守するものとします。

1. 会員等は、自己の責任と体調管理のもとで本施設を利用するものとします。駐車場は本施設利用時のみ利用可能とし、施設利用前後の不必要な長時間の放置や目的外の駐車を禁止します。
2. 駐車場内における事故、盗難、器物破損等のトラブルについて、当クリニックは一切の責任を負いません。
3. 駐車場の枠外駐車、近隣住民や他の利用者への迷惑となる行為、その他の駐車マナー違反があった場合、当クリニックは駐車場の利用制限や退場措置をとることができるものとします。

第15条(免責事項・自己責任)

1. 会員等は、自己の責任と体調管理のもとで本施設を利用するものとします。
2. 施設内で発生した怪我、負傷、盗難、その他の事故について、当クリニックおよびスタッフ(業務委託者を含む)に故意または重大な過失がない限り、当クリニックは一切の損害賠償責任を負いません。
3. 会員同士または会員と第三者の間に生じたトラブル・紛争について、当クリニックは故意または重大な過失がない限り一切関与せず、責任を負いません。

第16条(会員の損害賠償責任)

会員等が本施設の利用に関し、自己の責に帰すべき事由(同伴者の行為を含む)により、当クリニック、他の会員、または第三者に損害を与えた場合、速やかにその損害を賠償する責任を負うものとします。

第17条(会員資格の譲渡・貸与の禁止)

本施設の会員資格は本人専属のものとし、第三者への譲渡、売買、名義変更、貸与、質権の設定等の担保提供、ならびに相続その他の包括承継はできません。

第18条(施設の休業および閉鎖)

1. 当クリニックは、以下のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を臨時休業または閉鎖することができます。(1) 天災地変、気象災害、地震、感染症の流行その他不可抗力が発生したとき (2) 施設の補修、整備、点検、機器故障、停電等が生じたとき (3) 法令の制定改廃、行政指導、命令があったとき (4) その他、運営上やむを得ない事情が発生したとき
2. 前項の場合、法令の定めまたは当クリニックが特別に認める場合を除き、会員の会費支払義務が免除または軽減されることはありません。予定される休業については、あらかじめ施設内掲示やWebサイト等で告知します。

第19条(個人情報の取扱い)

当クリニックは、会員等の個人情報を別途定める「プライバシーポリシー」に基づき、適切に管理・利用するものとします。

第20条(規約・システム等の変更)

1. 当クリニックは、必要と判断した場合、会費等、利用条件、運営システムおよび本規約を改定・変更できるものとします。

2. 規約等を改定する場合、効力発生日の30日前までに、施設内掲示、ウェブサイトへの掲載、または電磁的方法により会員に告知・通知します。
3. 告知された効力発生日以降に会員が本施設を利用した場合、改定後の規約等に同意したものとみなします。

第21条(管轄裁判所)

本規約または本施設の利用に関して会員と当クリニックとの間で紛争が生じた場合、名古屋地方裁判所(または名古屋簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則 本規約は、2026年8月1日より施行します。